

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五三
○福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則	
告 示	五三
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件四件	
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	五三
○土地改良法により換地計画を定めた件	五三
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件	五三
公 告	五三
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件	五三
○落札者を決定した件	五四
福島県選挙管理委員会	五五
○不在者投票のできる施設として指定した件	五五
○不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があつた件	五五

規 則

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十五号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則（平成十二年福島県規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「届出書」を「届出方法」に改め、同条第二項中「第八十二条第一項」を削り、同条第三項中「第八十二条第二項」を削る。

第十二条第一項中「及び第三条から第九条の四まで」を「第三条第二項及び第三項並びに第四条から第九条の三まで」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第一項に規定する届出方法による届出のうち書面によるものは、当該届出に係る事業者の主たる事務所の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出するものとする。

附 則

- この規則は、令和六年十二月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則第三条第一項に規定する届出書による届出は、改正後の第三条第一項に規定する届出方法により行われた届出とみなす。

（高齢福祉課）

告 示

福島県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十一月十二日から令和七年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四十番地ほか
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
（変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路
 - 変更した年月日
令和六年三月一日

四 届出年月日
令和六年十月三十日

五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
リコーリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十二日から令和七年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町百十四番ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

(変更後) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十一号

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路

三 変更した年月日

1 令和六年三月十三日

2 及び3 令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年十月三十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十二日から令和七年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備えて縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七百七ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 耕一路

三 変更した年月日

令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年十月三十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル
株式会社 High・R・Market

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月十二日から令和七年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民

情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 耕一路

三 変更した年月日

令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年十月三十日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

株式会社しまむら

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月十二日から同年十二月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ダイユーエイト新矢吹店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番十八ほか

- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、片草地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

縦覧の期間

令和六年十一月十三日から

同 年十二月二日まで

縦覧の場所

南相馬市役所

(二十日間)

(農村基盤整備課)

福島県告示第六百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所

相馬郡新地町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十一月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百零八条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和六年十月十七日次のとおり指定した。

令和六年十一月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の所在地
特別養護老人ホーム リアンヴェール新白河	白河市立石一八〇番一
特別養護老人ホーム リアンヴェール西郷	西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原一番一三四

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第一百一十一条第一項又は第一百一十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和六年十一月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の所在地	閉鎖年月日
介護老人保健施設 陽護 すぎらん	白河市郭内一	令和五年十二月二十八日